仕様書

1　件名
　複合機の賃貸借

2　品名・規格品質

機器名称	機種形式
キャノン製　複合機 imageFORCE C5160F	詳細別紙「仕様項目」のとおり

3　契約期間と借入期間
（1）契約期間
　契約締結日から令和１３年１１月３０日
（2）借入期間
　令和８年１２月１日から令和１３年１１月３０日まで（６０カ月）

4　納入場所
　名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山１番地の２
　名古屋市総合リハビリテーションセンター

5　指定場所への納入等
（1）賃貸借物件の納入にあたり、搬入、撤去、設置および調整等に関しては、名古屋市総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
（2）賃貸借物件の搬入及び動作確認は、納期までに終えること。また、搬入、納入及び動作確認等に要する費用は賃貸人の負担とする。なお、搬入等の一連の作業時間は事業団担当者と協議して決定すること。
（3）納入期日
　令和８年１１月３０日
（4）その他
　賃貸借物件の梱包材等、賃借人が不要と判断する機器の添付品等、不要となったものについては、賃貸人において引き取ること。

6　検査
（1）賃貸借物件の据付調整作業完了後、賃借人が完了検査を行う。
（2）検査において合格と認められないときは、賃貸人は賃借人の指定する期日までに正常な物品への取替え等を賃貸人の負担において行い、再度検査を受けること。

7　保証
　賃貸借物件の引き渡し後、1年間を保証期間とし、この期間において故障が発生した場合は、賃貸人は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取替えを無償で行うこと。

8　動産総合保険
賃貸借物件には、賃貸人の負担において動産総合保険を付すること。

9　賃借料の請求
賃借料は、借入期間の開始月からとし、賃貸人は、毎月末終了日以後に請求書をもって賃借料を請求するものとする。

10　支払方法
事業団は､契約履行を確認の上､月ごとに１ 月間にかかる賃借料を賃貸人に支払うものとする。なお、口座振替による支払を希望する場合は、契約前にその旨を申し出ること。

11　借入期間満了後の物件の扱い
賃貸人は無償譲渡するものとする。

12　情報保護取扱注意項目の遵守
この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による業務を行うに当たり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

13　その他
（１） 本仕様書に記載がなくても、機器等の搬入及び回収・撤去に一般的に必要となる作業、消耗品等については、賃貸人の負担において提供すること。
（２） 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要が生じた場合は、賃借人賃貸人協議の上変更できるものとする。
（３） 賃貸人は、運用中の不明点や疑問点の相談に対し、適切な支援を行うこと。これらの支援に関する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

14　別途協議
仕様書に定めのない事項については、賃借人と賃貸人が協議して別に定める。

15　入札にあたり、見積依頼の連絡先

富士ビジネス・マシンズ株式会社
担当者：多賀 靖人
ＴＥＬ：０８０－６９８３－４９０９（個人）
ＴＥＬ：０５２－３３２－５２１１（代表）
ＦＡＸ：０５２－３３９－１１６６